

商工会 だより

第70号
 山口県中央商工会事務局
 本所・阿知須支所
 0836-65-2129
 秋穂支所
 083-984-2738
 阿東支所
 083-956-0032

申告・納税はお早めに！

〈決算申告特集〉

平成26年分の決算・確定申告(所得税)が始まります。

確定申告が必要な方

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2か所から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

公的年金等を 受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。
 (注1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要な



場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、申告書を出す必要があります。

(注2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

個人の方が義援金を支出した場合には、その義援金(注1)「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附金控除の適用を受けることができます。

広島土砂災害で 義援金を支出された 個人の方へ

個人の方が義援金を支出した場合には、その義援金(注1)「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附金控除の適用を受けることができます。

寄附金控除の適用を受ける場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに(注2)義援金を支出したことが確認できる書類を確定申告書に添付するか、確定申告書を出す際に提示する必要があります。

寄附金控除額の計算は次の通りです。

特定寄附金の合計額12千円
 ≪寄附金控除額

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度となります。

※1 特定寄附金に 該当するもの

- ◎ 国または地方公共団体に對して直接寄附した義援金
- ◎ 寄附した義援金が、募金団体を通じて、最終的に国または地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

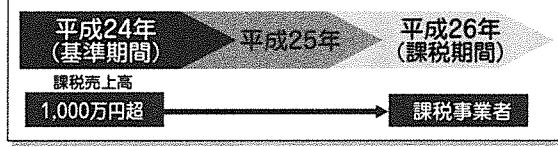
※2 義援金を支出した ことが確認できる 書類とは・・・

- ◎ 広島市災害対策本部等が発行する受領証
- ◎ 募金団体の預かり証
- ◎ 金融機関等で支払った場合の振込票の控え(その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限る)

復興特別所得税の 記載漏れにご注意を！

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2・1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。記載漏れにご注意ください。

消費税の確定申告が 必要な方とは・・・



上記の表の通り、平成24年分の課税売上高が1千万円を超える場合は、平成26年分の消費税の申告・納付が必要です。

※3 特定期間とは・・・

原則として、個人事業者は前年1月1日から6月30日までの期間です。

申告書の作成は「確定申告作成コーナー」を利用すると便利！
 (ご自分で申告される方は、「確定申告書作成コーナー」を利用すると次のようなメリットがあつて便利です。

- ① 住基カードが不要！
- ② 電子証明書の取得やICカードリーダーライターの購入等の事前準備は不要です。
- ③ 24時間利用可能！
- ④ 計算誤りなし！

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、その事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要になります。

消費税の免税事業者の 要件が改正されました

平成26年1月1日以後開始する課税期間については、基準期間の課税売上高が1千万円以下であっても、(注3) 特定期間の課税売上高が1千万円を超える場合は、課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額の合計額で判定することもできます。

申告と納税は
期限内に！

確定申告・納期限

- 《所得税及び復興特別所得税・贈与税》
平成27年3月16日(月)
- 《消費税及び地方消費税》
平成27年3月31日(火)

口座振替の場合振替日

- 《所得税及び復興特別所得税》
平成27年4月20日(月)
- 《消費税及び地方消費税》
平成27年4月23日(木)

便利で確実な振替納税を ご利用ください

納税のために金融機関や税務署に向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。

振替納税のお申込は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、申告期限までに税務署又は金融機関に提出してください。

作成が終わったら・・・

申告書等のデータを印刷して、添付書類と一緒に郵送等で提出したら完了です。
 ※電子証明書、ICカード



広島国税局キャラクター
広島主税(ちから)くん

無料申告相談

税理士による無料指導相談会を支所ごとに左記の通り開催いたしますので、ぜひご利用ください。なお、ご利用にあたっては、できるだけ事前に申込みのご連絡をお願いいたします。

《阿知須支所》

3/2(月)、3/10(火)

13:30~16:00

3/13(金)

10:00~16:00

《秋穂支所》

2/24(火)、3/3(火)

3/11(水)

13:30~16:00

《阿東支所》

2/19(木)、3/6(金)

2/25(水)

13:30~16:00

《西岡支所》

2/25(水)

13:30~16:00

確定申告についての相談も、お近くの商工会をご利用ください。



相続税の税制改正

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については適用されます。主な改正点は以下の通りです。

【主な改正点】

◎ 遺産に係る基礎控除額の引き下げ

改正前：5,000万円 + (1,000万円×法定相続人の数)
改正後：3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)

(例) 法定相続人が、配偶者と子2人の場合
3,000万円 + (600万円×3人) = 4,800万円 (遺産に係る基礎控除額)

◎ 相続税の税率構造の見直し

各法定相続人の所得金額	[改正前]	[改正後]
	税率	税率
～ 1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超～ 3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超～ 5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超～ 1億円以下	30%	30%
1億円超～ 2億円以下	40%	40%
2億円超～ 3億円以下		45%
3億円超～ 6億円以下	50%	50%
6億円超～		55%

税務署からのお問い合わせ

来署による相談は事前に予約をお願いします。



税務署では、書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合には、電話等で事前予約をいただいた上で相談をお受けしています。 ※ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたしますので、ご了承ください。

お米の流通に関する制度

ご存知ですか? 「米トレーサビリティ法」

《「米トレーサビリティ法」とは・・・》

1. 取引記録の作成・保存 (平成22年10月より) お米、米加工品に問題が発生した場合などに、流通ルートを通り、生産から販売・提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成・保存すること。

2. 産地情報伝達 (平成23年7月より)

産地情報を取引先や消費者に伝達すること



《対象商品》

- ・米穀・もみ、玄米、精米、碎米
- ・中間原材料・米粉、米粉調整品 (もち粉調整品を含む)
- ・米飯類・各種弁当、各種おにぎり、赤飯、おこわ、米飯を調整したもの、包装米飯、発芽玄米など
- ・米加工食品・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

《対象事業者》

対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての方 (生産者含む) 《対象事業者に課せられる義務》

I. 取引等の記録作成・保存

- 米・米加工品を①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存してください。
- *紙媒体・電子媒体いずれでも可

【記録事項】

記録、(注1)産地、数量、年月日、取引先名、搬出した場所等

年月日、取引先名、搬出した場所等

- (注1) 産地記録の注意点
- ① 「国産」〇〇国産「〇〇県産」等と記録
- ② 原材料に占める割合が多い順に記載
- ③ 産地が3か国以上ある場合、上位2か国のみ記載し、その他の産地は「その他」と記載可能
- ④ 非食用のものについては、産地の記録は不要
- ⑤ 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載不要

⑥ 平成23年7月1日より a. 国内で生産されたものについては、生産者から譲り渡された米穀 b. 輸入されたものについては、国内需要者等に譲り渡された米穀、米加工品 c. aの米穀、bの米穀又は米加工品を原料とする米加工品

は、産地の記録は不要。 II. 産地情報の伝達 ① 事業者間における産地情報の伝達→他の事業者へ譲り渡す場合、(注2)伝票等又は商品の容器・包装への記載により、(注3)産地情報の伝達が必要です。

(注2) 伝票等：伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可

(注3) 産地：米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

② 一般消費者への産地情報の伝達→一般消費者に米加工品を販売する場合には、産地情報の伝達を行う事が必要になります。ただし、JAS法で原料原産地情報の表示義務がある玄米・精米・もちは、JAS法に従って、これまで通り表示してください。

【記録の保存期間】 受領・発行した伝票等や、作成した記録等は3年間保存する必要があります。ただし、消費期限が付された商品については3か月、賞味期限が3年を超える商品については5年の保存が必要になります。

【外食店等(料理を提供する事業者)の方へ】 米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。(例)メニューに産地情報を記載する、店内に産地情報を掲示する、店内に産地を知ることができる方法を掲示する等